## 寒川町現場代理人の常駐義務緩和措置の取扱基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、工事請負契約書第10条第1項の規定による現場代理人に、 当該工事以外の工事を兼務させようとする場合(以下「兼務」という。)に ついて、必要な事項を定める。

### (対象工事)

- 第2条 受注者は、次の各号のいずれにも該当する工事に限り現場代理人を兼 務させることができる。
  - (1) 本町が発注した工事
  - (2) 契約金額が4,000万円未満の工事

# (兼務させることができる工事の件数)

第3条 現場代理人に兼務させることができる工事の件数は、2件までとする。

## (連絡員)

- 第4条 受注者は、現場代理人に兼務させようとするときは、速やかに連絡員 を定めなければならない。
  - 2 現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員を当該工事 現場に滞在させ、現場代理人との連絡に支障のないようにしなければなら ない。
  - 3 現場代理人は、工事請負契約書第10条第2項の規定により委任された権限を、連絡員に再委任することはできない。

## (受注者の義務)

第5条 第1条から前条までの規定は、現場代理人が工事現場を離れていると きに受注者が負うべき義務を免除するものではない。

附則

- この基準は、平成21年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成29年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、令和5年1月1日から施行する。